

令和7年7月

学校いじめ防止基本方針（改定版）

徳島県立阿南支援学校ひわさ分校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（いじめの防止）

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- (2) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- (3) 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- (4) 地域、家庭と一体となっていじめの問題への取組を推進するための普及啓発が必要である。

（いじめの早期発見）

- (5) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- (6) 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、子供のSOS相談窓口を集約して周知する等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

（いじめへの対処）

- (7) 普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備が必要である。

（地域や家庭との連携）

- (8) いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。
- (9) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（関係機関との連携）

- (10) 警察や児童相談所等の適切な連携を図るため、普段から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 学校いじめ対策組織

- (1) 管理職、学部長、生活課長、生徒指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、学校医等から構成する。また、可能な限りスクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加え、実効性のある人選とする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見の実効化のために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任等を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とする。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童生徒が円滑に他の児童生徒と心通じ合うコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ② 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、自分がしたことを感謝されてうれしかった、自分は頼りにされている、誰かの役に立っている、みんなから認められていると感じ取ることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、集団の中で協力し合う活動や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることで、自分は大切な存在である、自らは価値ある存在であると認め、自他ともに受け入れることが自己肯定感が高められるように努める。
- ③ 「いじめ防止子ども委員会」の活動を通して、児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組み、いじめのないより良い学校づくりをしようとする積極的な態度と実践力を養う。
- ④ いじめが生まれる背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
- ⑤ 児童生徒に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するため、情報モラル教室を充実し、インターネット上のいじめ等への対応を図るとともに、スマホ・ネット安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑥ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童生徒等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
- ⑦ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ⑧ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑨ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、児童生徒に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学部及び中学校と高等部の円滑な接続を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が

積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

- ② 定期的なアンケート調査、保護者懇談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織と直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ② いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の自覚をさせる。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえた指導を行う。また、保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。
- ④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

※警察に相談又は通報すべきいじめの事例については「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針（令和7年2月）」参照

- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要応じて法務局の協力を求める。
- ⑥ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ア 少なくとも3か月間、いじめに係る行為が止んでいること
イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) 実効性の高い取組を実施するための措置

- ① 学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、PDCAサイクルで検証を行う。
- ② いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。
- (2) 重大事態が発生した場合には、学校は県教育委員会を通じて知事に報告する。

(3) 県教育委員会は、重大事態であると認めるとときは、学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織（教育委員会方式、第三者委員会方式）又は、学校主体の場合に考えられる調査組織（学校いじめ対策組織方式、第三者委員会方式）において重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

※文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」参照

(4) 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

5 年間計画(いじめ防止プログラム)

年間目標

- ・いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。

	内容（学校全体）	各学部	担当
4月	学校いじめ防止基本方針の共通理解、 全体ケース会 保護者（隣接施設職員）懇談 授業参観・PTA総会 全校集会	新入生歓迎会（各学部） ケース会（小中学部）	教頭・生徒指導主事 教務課・担任 担任 教務課・進路課 生活課
5月	個別の教育支援計画作成 全校集会 人権ポスター制作 保護者（隣接施設職員）懇談	ケース会（各学部）	教務課・担任 生活課 図工・美術担当 担任
6月	全校集会	就業体験（高） ケース会（小中学部）	生活課
7月	全校集会 交流及び共同学習 夏休み前集会 家庭訪問		生活課 生活課 生活課 担任
8月	家庭訪問 ぶち夏祭り		担任 学部担当者
9月	授業参観 PTA人権教育研修会 全校集会 いじめに関するアンケート	ケース会（各学部）	教務課 人権教育主事 生活課 生徒指導主事
10月	全校集会 運動会	修学旅行または宿泊学習（各学部）	生活課 生活課
11月	文化祭 全校集会 ひわさにこにこ人権フェスティバル いじめ防止子ども委員会	交流及び共同学習（各学部）	生活課 生活課 人権教育主事 生活課

12月	全校集会（人権集会、いじめについて考える日） 冬休み前集会	就業体験（高） ケース会（各学部） 情報モラル学習（高）	生活課・人権教育主事 生活課
1月	全校集会	児童生徒会役員選挙	生活課
2月	全校集会 授業参観 保護者懇談（隣接施設職員） お別れ遠足 いじめに関するアンケート	入学前教育相談（小中・高）	生活課 教務課 担任 担当者 生徒指導主事
3月	全校集会 春休み前集会 保護者懇談（隣接施設職員） 入学前移行ケース会	入学説明会（小中・高） 卒業生を送る会（各学部）	生活課 生活課 担任 教務課

*毎月10日は校内人権の日。

*毎月20日は学校安全の日。

*月1回程度、隣接施設と連絡会を実施。

*必要に応じてケース会を随時行う。